[国際学術交流研究会]

「グローバル化のなかの市民社会と公共空間」

特集目次

開会挨拶

報告 1 Chantal Moffe:

報告 2 - **Bob Jessoo:**

Approaches to the Analysis of Civil

Society and the State

闘技的公共空間に向けて

報告 2 - 同

世界社会における市民社会

報告3 伊藤武夫:

日本における市民社会の多元性

コメンテーター発言

討 論

山口 定(政策科学部教授,司会) 本日の報告者,コメンテーター,はるばるお出でになったすべての参加者の方々にお礼を申し上げます。

私は,立命館大学政策科学部教授で,現在,本学の人文科学研究所の所長をつとめております山口でございます。本日は,この会合での司会という大役を仰せつかり,大変光栄に存じます。

本日は主たる報告者として、国外からの御二人の高名な研究者を、また、私どもの立命館大学からも一人の報告者をお迎えしております。ウェストミンスター大学のシャンタル・ムフ教授は、マルクス主義以後のラディカル・デモクラシー論の主唱者の一人としてわが国の政治学者や社会科学者の間でも良く知られた方ですし、もう一人のボブ・ジェソップ教授もマルクス主義の立場からの現代資本主義国家の優れた、かつ批判的な分析によって知られています。教授はまた、産業社会学部の招待に応じられて、これまでに3度にわたって本学をお訪ね下さいました。三人目の報告者である産業社会学部の伊藤武夫教授は、近代日本経済史の御専門であり、本日は、このシンポジウムの開催に御支援をいただきました同学部並びに産業社会学会を代表しての御参加であります。

また,これらの報告者の他に,本日は,ブリストル大学のテレル・カーバー教授,ベルファースト・クイーンズ大学のジェームズ・マーチン教授並びにストックホルム大学のジェンズ・バルテルソン教授という三人の外国からのゲストをお迎えしています。さらに,このシンポジウムは,国際交流基金の財政的御支援を受けておりますが,このシンポジウムの企画と実現について,同財団とともに御尽力いただきました国際キリスト教大学の千葉眞教授にもお出でいただいております。

さて、開会にあたりまして、このシンポジウムの主題に関して若干のコメントを行うことを御許し下さい。参会者の方々が御存知のように、このシンポジウムの主題は「グローバリゼーションの時代における市民社会と公共空間」となっておりました。しかしながら、私は、外国からの報告者の方々のペーパーを拝見いたしましてから、この主題に若干の変更が必要ではないかと考えるにいたりました。私はここで、「市民社会と公共空間 その理論状況と問題点」という新しい主題を提案させていただきたいと思います。私は、報告者を含むすべての参会者の方々にこの点での御了解をお願いします

とともに,消えてしまった「グローバリゼーション」というテーマにつきましては,とりわけ中心となる報告者の方々に対して,可能な限りの対応をお願いし,かつ,後半の報告者間並びにフロアとの 討議に際して,追加的なコメントをお願いしたいと思います。

私はさらに,私どもの新しい主題「市民社会と公共空間」をめぐって近年のわが国に起こりました状況の変化に関しまして,若干のコメントを御許しいただくよう御願いします。

1998年3月、日本の国会は、NPOの法人格獲得を可能にするいわゆるNPO法を成立させました。この法律はわが国におけるNPOの活動を大幅に促進するものでありますが、その背景には、1994年1月の神戸における大震災を契機として自発的かつ劇的に高揚したボランティア活動があり、それを代表する3つの市民団体の代表者たちが有志国会議員と協力して新しい立法を推進したという事情があります。私が外国からの報告者の方々に対してここで強調しておきたいと思いますのは、この市民運動の成功が、これまでのわが国の研究者の間では全く使用されたことのない「市民立法」という言葉を生み出したことです。市民団体によって提唱された法案の最初の名称は「市民活動推進法(案)」というものでしたが、この名称は、法律用語としての「市民」の登場を嫌った保守派の議員たちの抵抗によって実現しませんでした。しかしながら法律の名称のなかからは消えた「市民」概念が、この法律の第1条の中に生き残りました。そこでは「市民」とは、「自由な社会貢献活動」の主体として位置づけられております。また、この法律の制定を求める市民団体のリーダーたちは、口を揃えて、「日本における市民社会の成熟のためにこの法律が必要である」と主張しました。「市民社会」概念のハイライトともいうべき場面がつい最近の日本社会で生まれたのです

私は「市民社会と公共空間」という主題に関するわが国の政治学者並びに社会科学者たちの仕事の現状には満足していません。今申しあげましたような状況にそれは十分には対応していないからです。私個人は、「市民社会論」といっても、その「古い」バージョンと「新しい」バージョンは区別されるべきだと思います。そして本日の討論がこの点に関する議論を深めることになることを期待しています。

私は司会者の特権をいささか乱用したかもしれませんが、皆さんの御許しを得たいと思いますし、これ以上、皆さんのお耳をけがすことは止めたいと思います。最後になって恐縮ですが、本日のシンポジウムは、経営学部の原陽一教授の卓越した通訳能力に大きく依存することになります。どうぞ宜しくお願いします。私の司会も以後は日本語で行わせていただきます。